



平成 25 年 12 月 27 日

各 位

東京都港区赤坂五丁目3番1号
イー・ギャランティ株式会社
代表取締役社長 江藤 公則
(コード番号 8771 東証第一部)
問合せ先 : 取締役 邮井 望
電話番号 : (03) 6327-3577

業績目標コミットメント型ストック・オプション（新株予約権）の発行及び
既発行のストック・オプション（新株予約権）の消却に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 12 月 27 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社取締役に対し、業績目標コミットメント型ストック・オプションとして新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本新株予約権は、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額の払込みにより有償にて発行され、その払込金額は本新株予約権を引き受ける者にとって特に有利な金額でないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

I. 業績目標コミットメント型ストック・オプションを発行する目的

当社取締役の業績拡大及び企業価値向上に対する意欲を高めるため、当社取締役に対して、有償にて本新株予約権を発行するものであります。本新株予約権については、当該取締役が有償で取得し、かつ、当社グループの業績が目標値に達した場合にのみ行使できる内容にすることで、当社取締役が業績目標に対してコミットを負うものとしております。

また、本新株予約権の発行にあたり、すでに付与していたストック・オプション（第 2 回新株予約権）の一部について、本人より権利放棄の承諾を得て消却することといたしました。

本新株予約権の発行時に放棄消却する新株予約権

第 2 回新株予約権

(1) 発行日

平成 19 年 10 月 1 日

(2) 発行価格	無償
(3) 消却する新株予約権の個数（株数）	145 個 (58,000 株)
(4) 消却後の新株予約権の個数（株数）	45 個 (18,000 株)

(注) 平成 23 年 4 月 1 日付で 1 株につき 200 株の株式分割を、平成 25 年 3 月 1 日付で 1 株につき 2 株の株式分割を行っております。

II 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の数

1,000 個 (100,000 株)

2. 新株予約権の発行と引換えに払込む金銭

本新株予約権の発行と引換に払込む金銭は、本新株予約権 1 個あたり金 3,500 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の割当日

平成 26 年 1 月 14 日

4. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 26 年 1 月 14 日

5. 申込期日

平成 26 年 1 月 8 日

6. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役 5 名に対し 1,000 個

7. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権（本発行要領に基づき発行される新株予約権をいう。以下同じ。）の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100 株とする。

ただし、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される本新株予約権1個あたりの金額は、次により決定される本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に、上記(1)に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金2,505円とする。

ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合等一定の場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} \text{調整後行使価額} &= \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \frac{1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}{\text{既発行株式数}} \\ &= \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\frac{1\text{株当たり時価}}{\text{既発行株式数}}}}{\text{既発行株式数}} \end{aligned}$$

なお、上記の算式中の「既発行株式数」とは、前月末日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に、「1株当たり払込金額」

を「1株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、「1株当たりの時価」は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。以下「終値平均値」という。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、平成26年1月14日から平成31年1月13日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による当該新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載された連結損益計算書における連結経常利益が20億円を超えた場合に本新株予約権を行使することができる。
- ② 本新株予約権者は、当社取締役の地位（以下「権利行使資格」という。）を喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。但し、次の場合はこの限りではない。
 - (ア) 任期満了により、取締役を退任する場合
 - (イ) 取締役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）
 - (ウ) 任期途中で、取締役を退任した場合

- ③ 上記②の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より 1 年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- ④ 上記③に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。
- ⑤ 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

(7) 当社が新株予約権を取得することができる事由

- ① 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 本新株予約権者が、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 本新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- ④ 当社が会社法第 171 条第 1 項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、

新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定する。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(3)に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(3)に定める行使期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記(6)に準じて決定する。
 - ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(4)に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得条項
上記(7)に準じて決定する。
 - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- (9) 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い
本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てるものとする。
- (10) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以 上